

## 様式 1 公表されるべき事項

### 国立大学法人電気通信大学の役職員の報酬・給与等について

#### I 役員報酬等について

##### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

###### ① 平成21年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

期末特別費(勤勉手当相当分)の決定にあたり、国家公務員指定職に準拠し当該成績率の範囲内で増減を行うことができる。

###### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

国家公務員指定職に準拠し、期末特別手当を期末手当と勤勉手当に改編した。また、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成21年法律86号)に準拠し、平成21年12月から本給月額を0.3%引き下げ、期末・勤勉手当を年間で0.25月分引き下げた。

理事

国家公務員指定職に準拠し、期末特別手当を期末手当と勤勉手当に改編した。また、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成21年法律86号)に準拠し、平成21年12月から本給月額を0.3%引き下げ、期末・勤勉手当を年間で0.25月分引き下げた。

理事(非常勤)

改定なし

監事

該当なし

監事(非常勤)

改定なし

##### 2 役員報酬等の支給状況

役名	平成21年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 14,562	千円 9,400	千円 3,806	千円 1,128 (地域手当) 227 (通勤手当)			※
A理事	千円 12,033	千円 7,840	千円 3,174	千円 940 (地域手当) 78 (通勤手当)		3月31日	※
B理事	千円 12,016	千円 7,840	千円 3,174	千円 940 (地域手当) 60 (通勤手当)		3月31日	
C理事	千円 11,955	千円 7,840	千円 3,174	千円 940 (地域手当)	4月1日		◇
D理事 (非常勤)	千円 2,442	千円 2,340	千円 0	千円 102 (通勤手当)		9月30日	
E理事 (非常勤)	千円 486	千円 480	千円 0	千円 6 (通勤手当)	2月1日		
A監事 (非常勤)	千円 1,852	千円 1,800	千円 0	千円 52 (通勤手当)		3月31日	
B監事 (非常勤)	千円 620	千円 600	千円 0	千円 20 (通勤手当)			※

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

注3:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成21年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
理事						該当者なし	
監事						該当者なし	

注1:「摘要」欄には、具体的な業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

平成16年度運営費交付金の人件費積算分を基礎として、効率化削減を考慮した額の範囲内で運用する。教員数のうち10%を全学裁量ポストとして留保し、これを重点教育研究分野での教員採用、若手教員の抜擢人事等に活用する。  
また、部局毎の教員配置ポストを人件費及びこれに見合う人数で管理する。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員に準拠することを基本としつつ、社会一般の情勢や本学の財政状況等を勘案し、適切な給与水準とする。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給及び昇格、並びに勤勉手当の成績率の決定において、勤務評定等に基づき総合的な判断をする。  
また、能力と業績の両面から評価し、評価結果を昇給や勤勉手当に反映させる新たな人事評価制度の導入について検討を進めている。

#### [能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
昇給	毎年1月1日に職員が昇給期間を良好な成績で勤務したときは、1～3号上位の号給に昇給させる(従来の普通昇給)。 また、勤務成績が特に良好である職員のうちから選考したものについては、5～7号上位の号給に昇給させる(従来の特別昇給)。
昇格	勤務成績が良好な職員をその職務に応じた上位の級に昇格させる。
賞与:勤勉手当 (査定分)	基準日以前6ヶ月以内の期間における、勤務評定等の結果を踏まえた勤務成績に応じて決定される成績率に基づき支給する。

#### ウ 平成21年度における給与制度の主な改正点

- 国家公務員給与法改定に準拠し、平成21年12月に以下の改正を行なった。
- ① 本給表の改正を行い、本給月額を平均0.2%引き下げた(初任給を中心とした若年層は据え置き)。
  - ② 平成18年4月の本給表改訂に伴い、現給保障を受けている者は差額支給額を本給の減額に準じて0.24%減額した。
  - ③ 自宅に係る住居手当(新築・購入後5年間:月額2,500円)を廃止した。
  - ④ 期末・勤勉手当を年間で0.35月分引き下げた。
  - ⑤ 教育研究職2級の本給の調整基本額を100円減額した。

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成21年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 416	歳 47.4	千円 8,413	千円 6,134	千円 99	千円 2,279
事務・技術	人 130	歳 45	千円 6,344	千円 4,687	千円 97	千円 1,657
教育職種 (大学教員)	人 285	歳 48.4	千円 9,363	千円 6,798	千円 99	千円 2,565
技能・労務職種	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
任期付職員	人 17	歳 36.2	千円 6,453	千円 6,453	千円 89	千円 0
教育職種 (大学教員)	人 17	歳 36.2	千円 6,453	千円 6,453	千円 89	千円 0
非常勤職員	人 7	歳 37.1	千円 4,399	千円 3,358	千円 82	千円 1,041
事務・技術	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 6	歳 36.3	千円 4,665	千円 3,555	千円 91	千円 1,110

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:「技能・労務職種」とは、寮務師である。

注3:常勤職員の技能・労務職種については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注4:非常勤職員の事務・技術については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

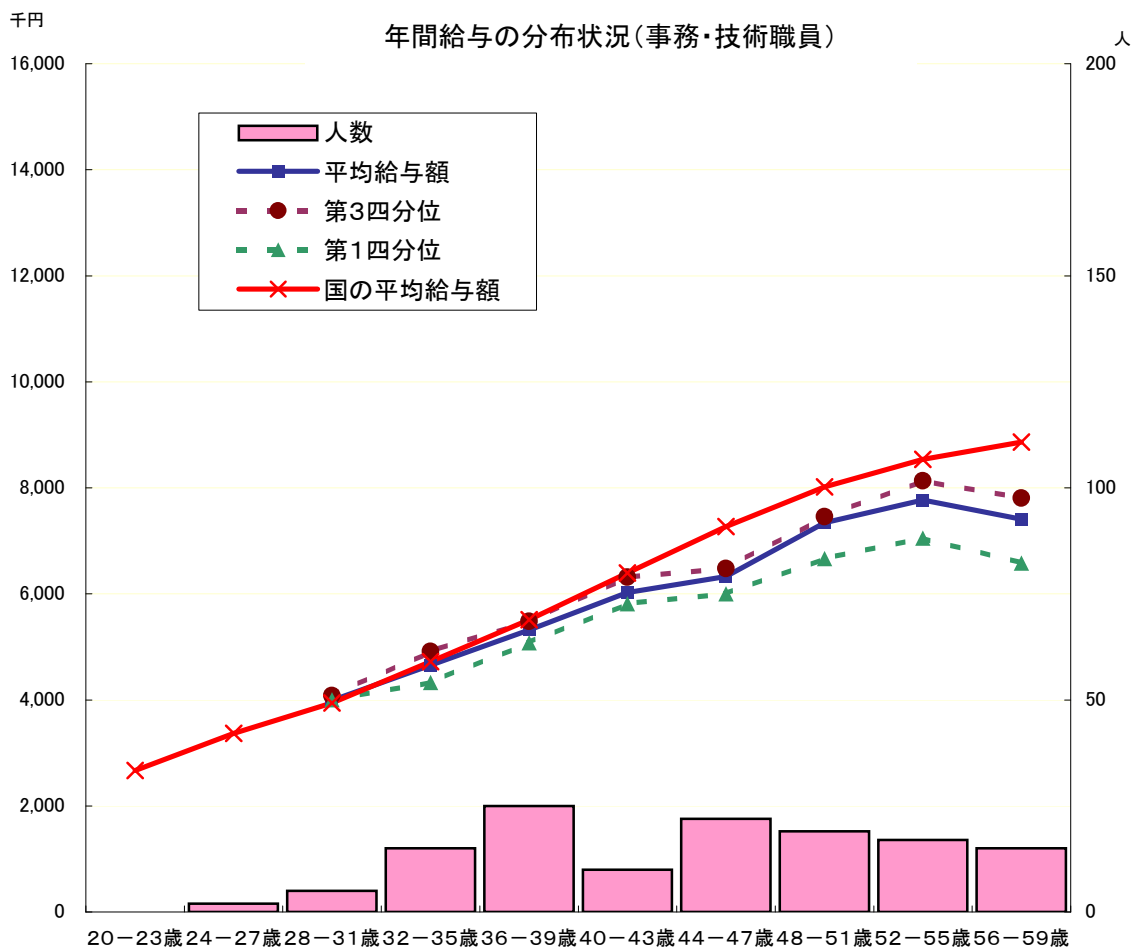
注5:在外職員、再任用職員については全職種で該当者がいないため省略した。

注6:任期付職員の事務・技術及び技能・労務職種は、該当者がいないため省略した。

注7:「医療職種(病院医師)」及び「医療職種(病院看護師)」は全区分について該当者がいないため欄を省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

(事務・技術職員)



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

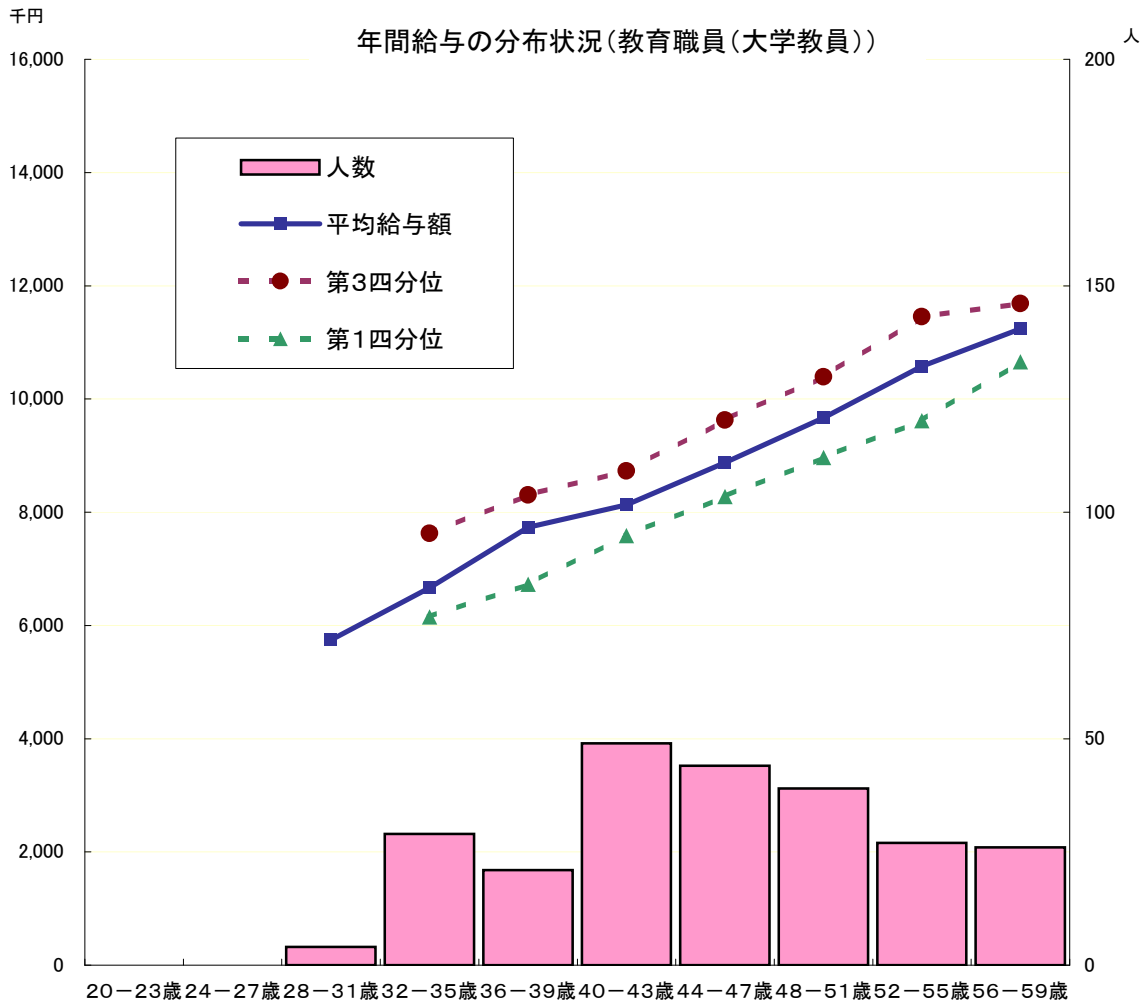
注2:年齢24～27歳の該当者は2人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
代表的職位							
部長	2		-		-		
課長	7	53.8	8,484	9,239	9,670		
課長補佐	16	53.3	7,367	7,596	7,807		
係長	71	46.6	5,797	6,245	6,744		
主任	22	37.4	4,773	5,110	5,345		
係員	12	31.8	3,687	4,111	4,239		

注:部長の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

(教育職員(大学教員))



注:年齢28～31歳の該当者は4人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
教授	109	56.2	10,433	11,156	11,789
准教授	114	45.4	8,336	8,813	9,322
講師	6	47.7	7,966	8,484	8,965
助教	56	39.5	6,152	6,585	6,996

③ 職級別在職状況等(平成22年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		係員	主任係員	係長主任係員	課長補佐係長	課長課長補佐	課長	部長	事務局長部長	事務局長	別に定める職位
人員(割合)	130人	2人 (1.5%)	16人 (12.3%)	70人 (53.8%)	29人 (22.3%)	5人 (3.8%)	6人 (4.6%)	2人 (1.5%)	0人 (0%)	0人 (0%)	0人 (0%)
年齢(最高～最低)		～	36～29歳	59～35歳	59～40歳	59～53歳	59～44歳	～	～	～	～
所定内給与年額(最高～最低)		～	3,713～2,754千円	5,399～3,484千円	5,741～4,676千円	6,382～5,623千円	7,473～6,324千円	～	～	～	～
年間給与額(最高～最低)		～	4,932～3,687千円	7,256～4,699千円	8,007～6,414千円	8,454～7,807千円	10,033～8,484千円	～	～	～	～

注:1級及び7級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢」(最高～最低)以下の事項については記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		別に定める職位	助教助手	講師	准教授	教授	別に定める職位
人員(割合)	285人	0人 (0%)	56人 (19.6%)	6人 (2.1%)	114人 (40.0%)	109人 (38.2%)	0人 (0%)
年齢(最高～最低)		～	64～29歳	59～38歳	64～34歳	64～42歳	～
所定内給与年額(最高～最低)		～	5,939～4,236千円	6,643～5,760千円	7,659～5,610千円	9,869～5,970千円	～
年間給与額(最高～最低)		～	8,001～5,658千円	9,006～7,940千円	10,657～7,586千円	13,588～8,273千円	～

④ 賞与(平成21年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 60.6	% 64.7	% 62.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 39.4	% 35.3	% 37.2
	最高～最低	% 45.0～33.8	% 44.8～29.8	% 44.9～32.5
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.5	% 67.9	% 65.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.5	% 32.1	% 34.2
	最高～最低	% 42.4～32.8	% 37.2～28.5	% 39.5～30.5

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.7	% 66.6	% 64.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.3	% 33.4	% 35.2
	最高～最低	% 41.8～33.7	% 44.8～29.7	% 43.4～31.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.8	% 67.9	% 66.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.2	% 32.1	% 34.0
	最高～最低	% 42.4～32.9	% 37.6～29.0	% 39.9～30.9

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

91.3

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

106.3

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

106.3

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出



給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 91.3	
	参考	地域勘案 91.5
		学歴勘案 89.2
	地域・学歴勘案 90.7	
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 57% (国からの財政支出額 6,712百万円、支出予算の総額 11,808百万円：平成21年度予算)</p> <p>【検証結果】 上記のとおり大学の支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は50%以上であるが、対国家公務員の指数の状況については地域勘案、学歴勘案、地域・学歴勘案のいずれの指数も100以下となっているので、適切な給与水準であると考えている。</p>	
講ずる措置	<p>本大学の運営活動に必要な経費のほとんどについて、国からの運営費交付金に委ねられていることから、国家公務員の給与水準を十分考慮し、社会一般の情勢や大学の財務状況等を勘案した適性な給与水準とすることに努める。</p>	

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 103.5

注：上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成21年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

III 総人件費について

区分	当年度 (平成21年度)	前年度 (平成20年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成○年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	4,093,610	4,267,574	△ 173,964	(△4.1)	△ 447,242	(△9.8)
退職手当支給額 (B)	530,058	582,287	△ 52,229	(△9.0)	101,578	(23.7)
非常勤役職員等給与 (C)	887,244	703,749	183,495	(26.1)	321,742	(56.9)
福利厚生費 (D)	519,671	535,999	△ 16,328	(△3.0)	△ 44,502	(△7.9)
最広義人件費 (A+B+C+D)	6,030,583	6,089,609	△ 59,026	(△1.0)	△ 68,424	(△1.1)

## 総人件費について参考となる事項

### ①最広義人件費の対前年度比△59,026千円について

主な増減要因として、教員の定員減による給与の減少、長期在職退職教職員の減少による退職手当支給額の減少、平成21年12月の国家公務員給与法改正による給与・賞与の減少及びそれに伴う福利厚生費の減少が挙げられる。

### ②「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組状況について

i) 中期目標において「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行うこととしている。

ii) (1) 中期計画において設定した削減目標

総人件費改革を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

(2) 給与構造改革を踏まえた見直しの方針

平成18年4月1日付けで給与規程の改正を行い、平成18年度以降、国家公務員制度に準じた、給与水準の引き下げ、地域手当の支給、中高年齢層給与の抑制、勤務実績に応じた昇給制度の導入、賞与への勤務実績の反映の拡大等を導入した。

iii) 総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	4,770,696	4,460,579	4,398,471	4,267,574	4,093,610
人件費削減率 (%)		△6.5%	△7.8%	△10.5%	△14.2%
人件費削減率(補正值) (%)		△6.5%	△8.5%	△11.2%	△12.5%

注1: 基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

注2: 当年度までの各年度の人件費削減率

$$\text{計算式} = (\text{各年度の金額} - \text{基準年度}の金額) \div \text{基準年度}の金額 \times 100$$

当年度までの各年度の人件費削減率(補正值)

$$\text{計算式} = (\text{各年度の金額} - \text{基準年度}の金額) \div \text{基準年度}の金額 \times 100 - (\text{基準年度から当年度までの各年度の行政職(一)職員の平均年間給与の増減率の和})$$

注3: 「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年度、平成21年度の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%である。

## IV 法人が必要と認める事項

特になし